

創価女子短期大学香峯図書館図書選書方針

(趣旨)

第1条 創価女子短期大学香峯図書館(以下「図書館」という。)図書管理規程(以下「管理規程」という。)第7条第2項に基づき、図書を選書するために当館の選書方針(以下「方針」という。)を定める。

(選書理念)

第2条 創価女子短期大学(以下「本学」という。)は、「知性と福德ゆたかな女性」、「自己の信条をもち人間共和をめざす女性」、「社会性と国際性に富む女性」の3つを、建学の指針として設立された。図書館は、学生並びに教職員が建学の指針を社会に具現化する上で、精神を高め、教養を深め、知識を修得するために必要とする図書を選書する。

(目的)

第3条 図書館は、選書理念に基づき下記目的のために図書を選書する。

- (1) 利用者サービスの内、必要度が最も高い要素であるため、適切な図書を選書する。
- (2) 本学が目指す学習・教育・研究の目的を所蔵図書の中に具現化するよう、適切な図書を選書する。
- (3) 図書館に対する社会的評価基準の重要な要素であるため、適切な図書を選書する。
- (4) 社会的な使命を果たすため、知的文化財としての学術図書を選書する。

(選書委員会)

第4条 図書館長(以下「館長」という。)のもとに選書委員会(以下「委員会」という。)を置き、選書方針の審議、全館的な選書計画の策定、選定基準の改訂、蔵書評価等、選書に関する政策決定を行う。

2 委員会は、創価女子短期大学図書委員会(以下「図書委員会」という。)委員、館長が指名する教員及び図書館員若干名で構成する。

(学生用図書選書委員会)

第5条 学生用図書選書委員会は、図書館員及び学生が選書した図書を購入又は寄贈依頼等による発注(以下「発注」という。)をするかどうかの方針を決定する。

2 委員を図書館員若干名とする。

(選書担当者)

第6条 図書を選書できる者(以下「選書担当者」という。)は、下記の通りとする。ただし、図書館利用規程第15条及び第25条に抵触する者は、選書を行うことができない。

- (1) 本学の専任及び非常勤教員(以下「教員」という。)
- (2) 本学の専任及び嘱託職員(以下「職員」という。)
- (3) 本学の学生、(以下「学生」という。)

(4) その他館長が必要と認めた者

(選書手続き)

第7条 選書手続きは、下記の手順とする。

- (1) 選書担当者が、選書をする。
- (2) 図書館員は、選書図書について方針に基づいているかどうかの判断及び入手調査を行う。
- (3) 委員会又は学生用図書選書委員会は、前号に基づき選書図書を発注するかどうかの方針を決定する。
- (4) 運営委員会で発注の確認又は審議をする。
 - 2 前項各号で発注を見送った図書については、選書担当者に当該理由を付して通知する。

(選書図書の種類)

第8条 選書担当者が選書する図書の種類は、下記の通りとする。

- (1) 教員:主に教育・研究用図書(以下「教育研究用図書」という。)を選書する。なお、教員が選書した図書を教員推薦図書という。
- (2) 職員:主に教育研究用図書及び教養・学習用図書(以下「教養学習用図書」という。)を選書する。
- (3) 学生:主に教養学習用図書及び読書用図書(以下「読書用図書」という。)を選書する。なお、学生が選書した図書を学生希望図書という。
 - 2 教養学習用図書及び読書用図書を学生用図書という。

(選書図書の制限)

第9条 選書担当者が選書できる図書館規程第7条に規定されている図書の種類は、下記によるものとする。

- (1) 教職員:全ての図書を選書できる。
- (2) 学生:原則として、普通図書に限定する。
 - 2 前項第1号に規定した図書であっても1点20万円以上のものは、運営委員会に所定の書類を提出し、承認を得なければならない。
 - 3 第1項各号のものであっても、逐次刊行物の継続契約又はバックナンバー発注を前提とした選書は、2年に一度とする。

(選書限度額)

第10条 選書担当者が学事年度内に選書できる金額は、下記の通りとする。

- (1) 教職員:一人につき20万円
- (2) 学生:一人につき5万円

(選書方法)

第11条 図書の選書方法は、下記各号のいずれかによるものとする。

- (1) 当館蔵書検索画面を介して、オンライン申請で選書する方法
- (2) 図書館が契約したインターネットのサイトを介し、選書する方法
- (3) 電子メールに必要事項を記入し、選書する方法
- (4) 図書推薦カードに必要事項を記入し、選書する方法
- (5) 書店、出版社のカタログ等にチェックをし、選書する方法
- (6) 書評・宣伝等を掲載した出版物にチェックをし、選書する方法
- (7) その他図書の書誌事項が確定できる書式により選書する方法

2 学生の選書方法は、原則として第1項第1号のオンライン申請で行うものとする。

(選書基本基準)

第12条 本学の教育・研究・学習活動の維持、発展に資するための図書選書基本基準(以下「基本基準」という。)は、下記の通りとする。

- (1) 利用者の図書要求を基本とし、読書・学習・教育・研究に資するための図書を選書する。
- (2) 購入する図書は、本学の最大構成員である学生のための教養学習用図書を優先する。
- (3) 基本的・標準的な図書に関して、特に遺漏がないように努める。
- (4) 長期的展望に立って、広く体系的に選書する。通りわけ学部・学科構成、学問研究の動向に留意しつつ、適正な蔵書構成の実現を図る。
- (5) 著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく選書する。ただし、ある図書を選書することによって、図書館はその図書が取る立場を支持することを意味しない。
- (6) 選択者の個人的な関心や好みに左右されることなく選書する。
- (7) 選書方針に従い、計画性や情勢の変化に十分対応できる柔軟性を保持し、常に図書の構成や利用動向を分析するなど、適切な選書を図る。
- (8) 対立的学説、多様な見解の存在するテーマに関しては、それぞれの見解に立つ図書を幅広く選書する。
- (9) 図書の選書は、原則1部1冊とする。
- (10) 選書図書は、適切な記録媒体とする。
- (11) 選書方針の改訂は、運営委員会に諮らなければならない。

(非選書図書)

第13条 下記各号にあたる図書は、選書しないことを原則とする。

- (1) 極端に特殊な分野に細分化されるもの
- (2) 利用者が著しく限定されるもの
- (3) 一時的、局地的性格の問題を扱ったもの
- (4) 学内他機関に系統的・網羅的に選書・所蔵されているもの
- (5) 著しく高額なもの
- (6) 実用的、娯楽的性格の強いもの
- (7) 図書としてよりも美術品、文化財としての性格の強いもの

(8) その他、大学図書館の利用者のレベルに及ばないもの

(教育研究用図書を選書)

第14条 教育研究用図書は、下記の点に留意して選書する。

- (1) 研究の図書となる図書と研究の成果を含む図書を、一方に偏らないように選書する。
- (2) 本学の研究者不在の領域・学際的領域・新興分野に関しては、基本図書の選書に努める。
- (3) 通常の流通経路では入手できない図書の選書に留意し、新しい経路の開拓に努める。

(教養学習用図書を選書)

第15条 教養学習用図書は、下記の点に留意して選書する。

- (1) カリキュラムに十分配慮して、学生の学習活動を支援するための図書を選書する。
- (2) カリキュラムを離れて、広く学生の教養に資する図書の選書に努める。
- (3) 積極的に蔵書を更新し、学生にとって魅力ある状態を保つようにする。

(読書用図書を選書)

第16条 読書用図書は、下記の点に留意して選書する。

- (1) 学生の読解力・判断力等を養うために適した図書を選書する。
- (2) 学生の情操を養うために適した図書を選書する。

(改廃)

第17条 この方針の改廃は、図書委員会の議を経て、図書館長が行う。

附 則

この方針は、平成21年9月1日から施行する。